

山北町告示第31号

山北町養育支援訪問事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項の養育支援訪問事業（以下、「本事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、山北町とする。

(対象家庭)

第3条 本事業は、山北町乳児家庭全戸訪問事業実施要綱（平成20年山北町告示第74号）に規定される訪問指導その他の子育て支援事業を通じて継続的に支援が必要と認められる家庭であって、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 妊婦が山北町妊婦健康診査事業実施要綱（平成21年山北町告示第15号）の規定により実施する健康診査が未受診であること、望まない妊娠をしたこと等により、妊娠期からの継続的な支援が特に必要と認める家庭
- (2) 養育者が産褥期にあることにより、特に支援が必要と認める家庭
- (3) 養育者が産後うつ状態、育児ストレス、育児ノイローゼ等により身体的又は精神的不調状態にある家庭
- (4) 児童が食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある又はそれらを原因として虐待されるおそれがあり、特に支援が必要と認める家庭
- (5) 児童が児童養護施設等を退所又は一時保護もしくは里親への委託を終了し、復帰して間もない家庭
- (6) その他、町長が特に支援が必要と認める家庭

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 若年の養育者に対する育児に係る相談及び指導
- (2) 産褥期の母子に対する育児に係る支援及び軽度な家事等の援助
- (3) 身体的、精神的に不調な状態にある養育者に対する相談及び指導
- (4) 不適切な養育状態にある家庭に対する育児に係る相談及び支援

(参考)

- (5) 児童が児童養護施設等を退所又は一時保護もしくは里親への委託を終了し、支援を必要とする家庭に対する育児に係る相談及び支援

(従事者)

第5条 本事業の従事者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 前条第1号及び第3号 保健師又は助産師
- (2) 前条第2号 専門的知識及び経験を有する者
- (3) 前条第4号及び第5号 保健師、助産師又は専門的知識及び経験を有する者

(協議)

第6条 本事業の実施に当たっては、必要に応じて、関係者による協議を行い、対象となる家庭に対する具体的な支援の目標、内容、期間、方法、支援者等について決定することができる。

- 2 本事業の実施後においては、対象となった家庭の状況及び養育支援の実施状況について関係者により情報共有をした上で進行管理を行い、支援体制を確保するものとする。

(業務の委託)

第7条 第4条第2号、同条第4号及び第5号の事業については、適切な業務の運営を確保することができること認められる事業者に対して委託することができる。

- 2 本事業の受託者は、業務上知り得た秘密を、第3者に漏らしてはならない。また、業務の受託が終了した後においても同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。